平成２７年（フ）第１１６５号
横浜市磯子区森５丁目18番26号　ベルハイツ104号
債務者　高橋　祐太
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１３号
横浜市都筑区牛久保２丁目１番39―103号
債務者　丸田誠一郎
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０４号
横浜市旭区都岡町29番地７　グランドメゾンＡ203
債務者　近藤　美夫
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６１号
東京都福生市志茂175番地７
債務者　島田亜希子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４１６号
横浜市青葉区美しが丘４丁目13番地11　105
債務者　木村　ユリ（旧姓芝本）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０８号
静岡県島田市金谷東２丁目1362番地の１
債務者　杉山　芳子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２号
沖縄県沖縄市海邦２丁目24番21号、申立時の住民票上の住所沖縄県沖縄市高原１丁目１番38号　島袋アパート205号
債務者　知名　　弘
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３５８号
静岡県浜松市北区都田町8091番地の８　第２静光園
債務者　月岡　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１３０号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目４番１号
破産者　株式会社関東スコット
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
千葉県袖ケ浦市阿部20番地５
破産者　長尾　　聰
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２１号
千葉県袖ケ浦市阿部20番地５
破産者　長尾　順子
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１号
群馬県高崎市綿貫町1475番地４
破産者　高南運送有限会社
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１４３３号
静岡県静岡市葵区上足洗２丁目４―45―７
破産者　大原光浩こと　尹　　憲祚
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１０号
静岡県島田市本通６丁目7819番地の１
破産者　水鳥テレビ株式会社
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８５２号
愛知県東海市名和町南三ケ月47番地
破産者　日研工業有限会社
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１７号
愛知県瀬戸市幸町53番地
破産者　有限会社パワーフード
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２１号
名古屋市天白区平針２丁目1908番地
破産者　有限会社個別指導学習会
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５８号
神戸市中央区明石町48番地
破産者　株式会社よつば不動産
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１３号
神戸市垂水区本多聞１丁目６－８―101
破産者　株式会社クレア
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部